

『2023年度版 サステナビリティ検定 サステナビリティ・オフィサー試験問題集』正誤表

該当箇所	誤	正
13 頁 選択肢 3) 解説 1～5 行目	達目標 17 に関する達成基準（ターゲット）の 1 つとして、・・・が示されている。 <u>なお、目標 17 に関する主な「事実と数字」は、下記のとおりである。</u>	目標 17 に関する達成基準（ターゲット）の 1 つとして、・・・が示されている。
31 頁 選択肢 3) 解説 4 行目	また、熱需要には、水素などの脱炭素燃料、化石燃料からの CO2 の改修・再利用を活用していくとともに、・・・	また、熱需要には、水素などの脱炭素燃料、化石燃料からの CO2 の <u>回収</u> ・再利用を活用していくとともに、・・・
155 頁 《問》選択肢 3)	3) サステナビリティ情報の開示は任意だが、海外では義務化されつつあることを伝え、有価証券報告書やコーポレートガバナンス報告書で開示することを勧める。	3) <u>サステナビリティ情報の開示が海外で義務化されつつあることを伝え、日本でも有価証券報告書において、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄において開示しなければならないと説明する。</u>
155 頁 選択肢 3) の解説	3) 適切である。EU では 2021 年 4 月に「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）」が出され、原則、EU の規制市場におけるすべての上場企業に対してサステナビリティ情報の開示が義務付けられている。日本では、コーポレートガバナンス・コードにおいて、「上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである」と記載されている。	3) 適切である。EU では「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）」が 2023 年 1 月に発効し、加盟国は発効から 18 カ月以内に国内法を整備することが義務付けられている。 <u>日本では、2023 年 1 月 31 日、企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正により、有価証券報告書に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設された。これにより、国内の上場企業はサステナビリティ情報を開示しなければならない。</u>

以上